

災害応急対策活動等（測量・設計・写真撮影）に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（測量・設計・写真撮影）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 公募日 令和 2 年 2 月 2 0 日

2. 担当官等 中国地方整備局 岡山河川事務所長 横林 直樹

3. 協定概要

（1）協定名 災害応急対策活動等（測量・設計・写真撮影）に関する基本協定

（2）活動場所 岡山河川事務所において管理する一級河川吉井川水系、旭川水系、高梁川水系（別図－1 参照）を対象とする。

ただし、災害の規模により上記区間外での活動要請を行うことができる。

（3）活動内容 本活動は、岡山河川事務所において管理する一級河川吉井川水系、旭川水系、高梁川水系において地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに訓練時等における岡山河川事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。

（4）協定期間 令和 2 年 5 月 1 6 日～ 令和 3 年 5 月 1 5 日

4. 協定締結希望者募集区分

（1）災害応急対策活動等（測量・設計）

（2）災害時における空中からの情報収集（写真撮影）

5. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（1） 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（2）募集区分（1）について

中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 31・32 年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量業務」として申請していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一

般競争参加資格の再認定を受けていること。)

募集区分(2)について

中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成31・32年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において「測量業務」として申請していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く)でないこと。
- (4) 基本協定応募資格確認申請書の提出期限の日までに中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 募集区分(1)について

基本協定応募資格確認申請書を提出する者は、平成16年度以降に完了した岡山河川事務所が発注した「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量業務」において、1件以上の実績があること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

募集区分(2)について

基本協定応募資格確認申請書を提出する者は、平成16年度以降に完了した国、県又は市町村が発注した航空写真撮影(業務、役務のどちらでも可)において、1件以上の実績があり自社の航空機またはドローンを所有するなど災害時における空中からの情報収集が確実に行えること。

- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。(以下「総括的に管理する技術者」という。)

① 「総括的に管理する技術者」は本協定の履行期間中に本協定の締結者と直接的雇用関係があること。又は、同等と見なせること。

＊「同等と見なせる」とは、「総括的に管理する技術者」が本協定の履行期間中において基本協定応募資格申請者と直接的雇用関係を証明できる場合を言う。

上記「直接的雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を保有すること。

募集区分(1)について

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記の通りとする。

 a) 建設－河川、砂防及び海岸・海洋

イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記の通りとする。

 a) 河川、砂防及び海岸・海洋

ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記の通りとする。

 a) 河川、砂防及び海岸・海洋

エ) 工学博士

オ) 測量士

募集区分（２）については、測量士の資格を有する者。

（８） 募集区分（１）について

岡山県内に本店（本社）又は支店（支社）・営業所が所在すること。

募集区分（２）について

中国地方整備局管内に本店又は支店（支社）・営業所が所在すること。

6. 基本協定締結者の決定方法

募集区分（１）について

（１） 基本協定の締結は、５．に掲げる応募資格を満たしている者で行う。

応募河川は３河川（別記様式５に希望順位を記載）まで応募可能とし、応募河川について契約締結の対象とするものとする。

なお、複数河川で契約締結した場合においても、出勤要請にあたっては過度の負担とならないよう配慮するものである。

（２） 希望者が無い又は少ない河川は、当該河川を対象とし、申請全者に再度意志確認を行い、承諾が得られた者を割り当てる。

（３） 選定、非選定の結果については、書面により通知する。

募集区分（２）について

（１） 基本協定の締結は、５．に掲げる応募資格を満たしている者で行う。

協定の対象区間は吉井川、旭川、高梁川の各流域とする。

（２） 選定、非選定の結果については、書面により通知する。

7. 担当部局

〒 7 0 0 － 0 9 1 4 岡山県岡山市北区鹿田町 2 － 4 － 3 6

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 経理課

T E L 0 8 6 － 2 2 3 － 5 1 0 5 （ダイヤルイン）

8. 応募資格の確認等

（１） 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定応募資格確認申請書【別記様式１】

②過去の業務実績【別記様式２】

※基本協定応募資格確認申請書を提出する者は、平成 16 年度以降に完了した岡山河川事務所が発注した土木関係建設コンサルタント業務又は測量業務において、１件以上の実績について記載すること。

※TECRIS に登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様

書の写し等)を提出すること。

※募集区分(2)については岡山河川事務所が発注した業務実績を特に求めない。

③総括的に管理する技術者の資格【別記様式3】

※総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。

④活動の実施体制【別記様式4】

※5.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出すること。なお、予定される実務を担当する技術員については、3名まで記載するものとするが、協定締結後の変更については、可能とする。

⑤担当河川希望調査票【別記様式5】

募集区分(1)について

※基本協定についての希望河川は3河川まで応募可能とし希望順位を記載する。

なお、全ての応募河川について契約締結の対象とするものとする。

⑥会社概要調査票【別記様式6】

募集区分(2)について

※会社の所在地、航空機の基地、保有航空機数、会社所属技術者数、管内の各出張所までの指示から参集までの時間を記載すること。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書(追加資料を含む)の提出は、持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)とする。

②受付期間：令和2年2月21日(金)から令和2年3月25日(水)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：7.に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合には、書面(様式は自由)により提出すること。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：令和2年2月21日(金)から令和2年2月28日(木)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：7.に同じ。

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和2年3月25日(水)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：7.に同じ。

(5) その他

①申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②担当官は、提出された申請書(追加資料を含む)を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはし

ない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しない。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。

(別記様式1)

基本協定応募資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

岡山河川事務所長 横林 直樹 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代 表 者 氏 名

令和 2 年 2 月 2 0 日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（測量・設計・写真撮影）に関する基本協定」募集区分【1、2】に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書 8. (1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書 8. (1)③に定める総括的に管理する技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書 8. (1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書 8. (1)⑤に定める担当河川希望調査票を記載した書面
- 5 基本協定締結説明書 8. (1)⑥に定める会社概要調査票を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式2)

過去の業務実績

[記入例]

会社名：

業務名称等	業 務 名	
	TECRIS 登録番号	
	契 約 金 額	
	履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
業務概要		

注) ・TECRIS に登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。TECRIS データに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

(別記様式3)

総括的に管理する技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 (フリガナ)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所 属 ・ 役 職			
保 有 資 格	技 術 士 (総合技術管理部門： 分野： 登録番号： ・ 取得年月日：) 技 術 士 (部門： 分野： 登録番号： ・ 取得年月日：) R C C M (部門： 分野： 登録番号： ・ 取得年月日：) 工学博士 (・ 取得年月日：) 測 量 士 (登録番号： ・ 取得年月日：)		

(別記様式4)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号		

別記様式5 『担当河川希望調査票』

協定締結を希望する河川について、協定締結を希望する順位を記載願います。河川については、別図－1『災害応急対策活動等（測量・設計）（吉井川・旭川・高梁川水系）』を参照願います。

※記載例

河 川	希望する順位
○ ○ 川	第 1 希望
○ ○ 川	第 2 希望
○ ○ 川	第 3 希望

※希望できる河川数は、最大3河川とし、記載した河川については契約締結の対象とします。

募集区分（2）を希望する方も、上記の本様式を提出願います。

別記様式6 『会社概要調査票』

募集区分（１）を希望する方は本様式の提出は不要です

（１）会社の所在地

（２）航空機またはドローンの基地

（３）保有航空機またはドローン数

指示から参集までの時間（ドローン・準備等の時間も含む）

吉井川上流出張所	〇〇 k m（ドローン基地からの距離）、〇〇時間程度
西大寺出張所	〇〇 k m（ドローン基地からの距離）、〇〇時間程度
旭川出張所	〇〇 k m（ドローン基地からの距離）、〇〇時間程度
百間川出張所	〇〇 k m（ドローン基地からの距離）、〇〇時間程度
高梁川出張所	〇〇 k m（ドローン基地からの距離）、〇〇時間程度

（４）会社所属技術者数

基本協定応募資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定応募資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

☐基本協定応募資格確認申請書（別記様式 1） →必須提出

会社の業務実績関係

☐過去の業務実績（別記様式 2） →必須提出

☐業務実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出

総括的に管理する技術者の資格・経験

☐総括的に管理する技術者の資格（別記様式 3） →必須提出

☐直接的かつ恒常的（3 箇月以上）な雇用関係が確認できる資料

→（健康保険被保険者証等）

☐総括的に管理する技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

☐活動の実施体制（別記様式 4） →必須提出

担当区間希望調査票

☐担当河川希望調査票（別記様式 5） →必須提出

※募集区分（2）を希望する方は本様式の提出は不要です

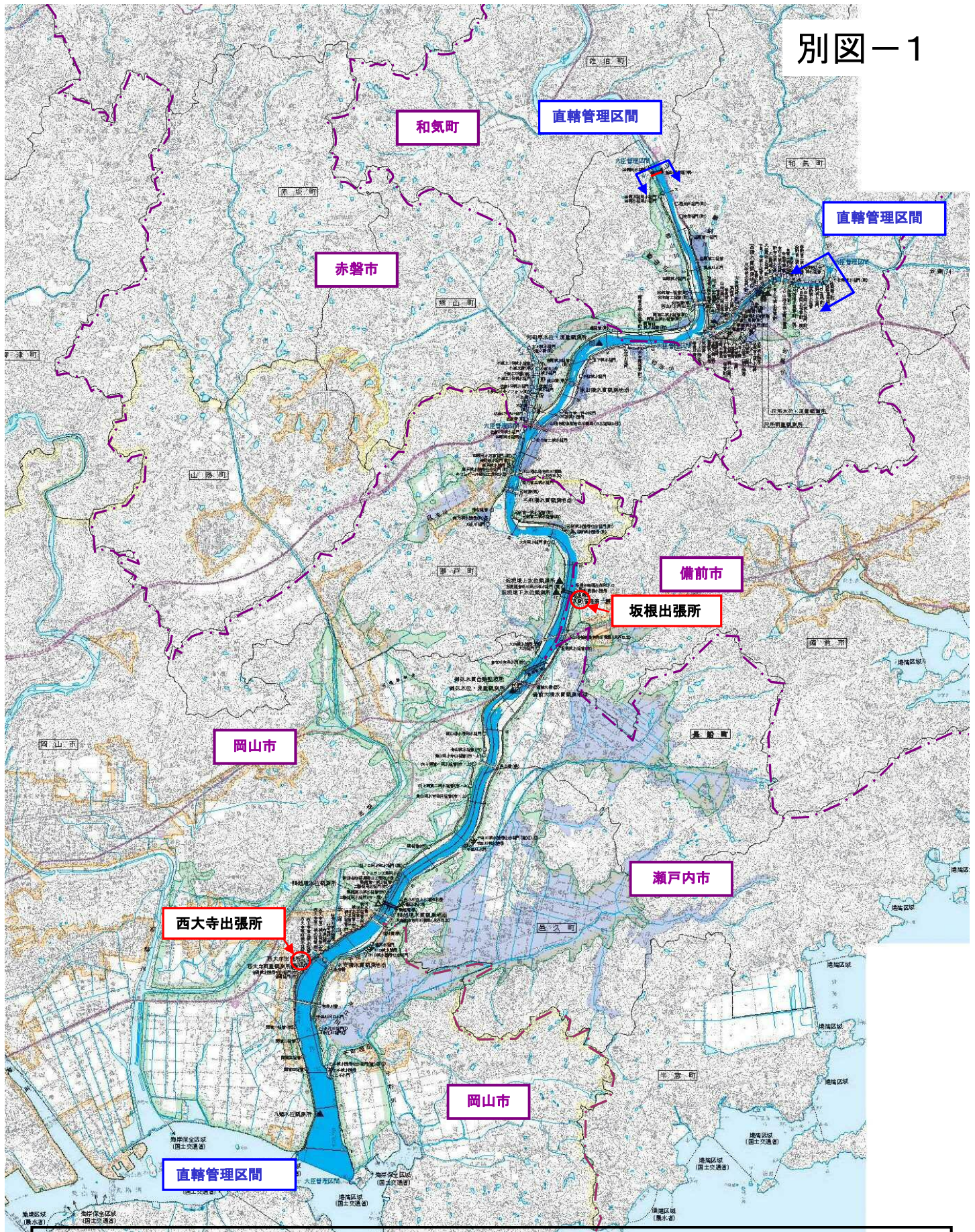
会社概要調査票

☐会社概要調査票（別記様式 6） →必須提出

※募集区分（1）を希望する方は本様式の提出は不要です

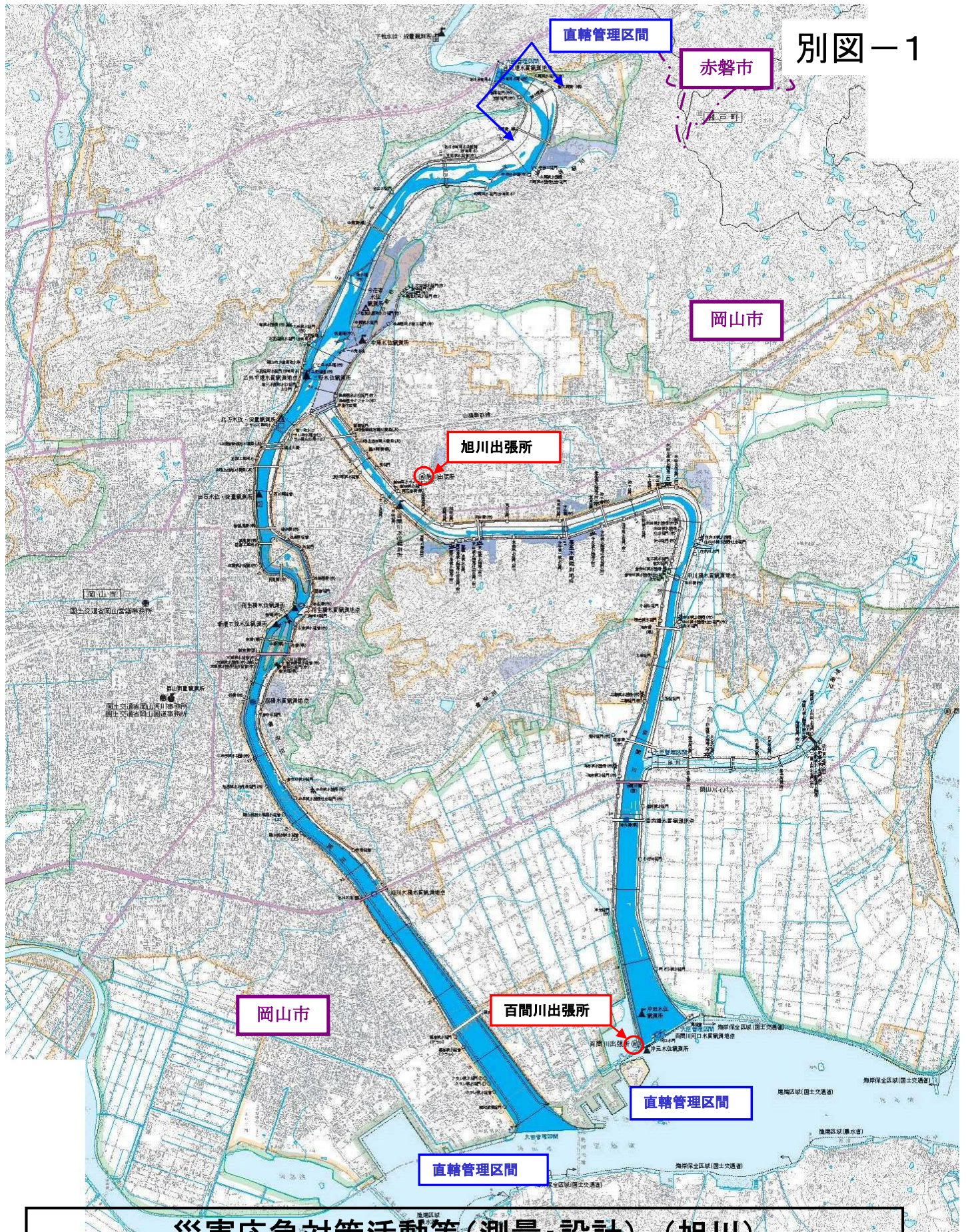
これらの添付資料が未提出の場合は応募資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

別図－1



災害応急対策活動等(測量・設計) (吉井川)

別図-1



災害応急対策活動等(測量・設計) (旭川)

